

福岡市文化・エンターテインメント施設開放事業
開放施設募集要項（第2期）

福岡市緊急経済対策実行委員会

2022年1月11日

本要項について

本要項は、施設運営者向けに、福岡市文化・エンターテインメント施設開放事業（以下「本事業」という。）に関する申請等を行う際の準備、手続き、注意点等について記載していますので、本要項に沿って申請等を行ってください。

なお、本要項の内容は、予告なく変更となる場合があります。更新版の要項は、以下の本事業のホームページにて公開します。

- <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/bunka-entame-shisetsukaihou2.html>

実施要綱等の確認について

申請等を行うにあたっては、以下の本事業の実施要綱も併せて確認してください。

また、本要項とは別に、本事業により開放される施設の利用を希望するアーティスト向けの募集要項も以下とおり作成しておりますので、全体の流れの把握のため、併せて確認してください。

- 文化・エンターテインメント施設開放事業実施要綱
- 文化・エンターテインメント施設開放事業開放施設利用アーティスト募集要綱

事業スキームについて

本事業は、以下の図のように「施設運営者」「施設利用者」「事務局」の3者で遂行されます。

<施設運営者>

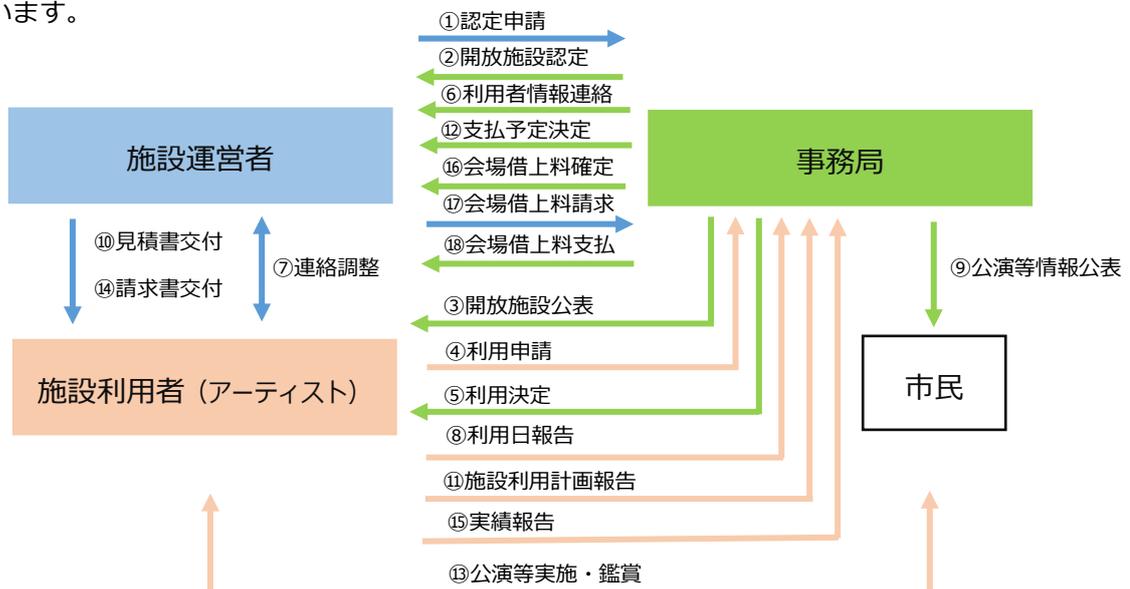
アーティストに開放される施設の運営者を指します。

<施設利用者>

開放される施設を利用し、公演又は展示（以下「公演等」という。）を実施するアーティストを指します。

<事務局>

福岡市緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する文化・エンターテインメント施設開放部会事務局を指し、各種申請の受付、審査、会場借上料の支払い等を行います。



<目次>

1	本事業の趣旨・目的	P 1
2	事業内容	P 1
3	事業スケジュール（予定）	P 1
4	公募対象施設	P 2
5	会場借上料の対象経費	P 3
6	会場借上料の支払限度額	P 3
7	本事業の流れ	P 4
8	開放施設認定申請	P 4
9	開放施設認定審査	P 5
10	開放施設認定・公表	P 6
11	認定辞退	P 6
12	施設利用者連絡・準備等	P 6
13	見積書の作成・施設利用者への交付	P 6
14	会場借上料の支払予定決定	P 7
15	請求書の作成・施設利用者への交付	P 7
16	会場借上料の確定	P 8
17	会場借上料の請求	P 8
18	会場借上料の支払い	P 8
19	認定取消及び会場借上料の返還	P 8
20	キャンセル料の取扱い	P 9
21	留意事項	P 9
22	お問い合わせ	P 9

1 本事業の趣旨・目的

本事業は、福岡市内（以下「市内」という。）の公演系施設（ライブハウス、劇場、ホール、貸しスタジオ、サロンなど）や展示系施設（ギャラリーなど）を実行委員会が借り上げ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により公演等の活動自粛を余儀なくされた文化・エンターテインメント分野のアーティストに開放することで、その活動継続を支援するとともに、関連事業者の経済活動を支援することを目的としています。

施設の有効活用にも繋がりますので、対象となる施設運営者の皆様、ぜひ本事業をご活用ください。

2 事業内容

事前に認定を受けた施設（以下「開放施設」という。）の利用を希望するアーティストが、実行委員会に開放施設の利用申請を行い、実施された公演等が予め定めた要件を満たす場合には、公演等の終了後、施設利用者からの実績報告に基づき実行委員会が施設運営者に会場借上料を支払います。

なお、本事業に関連して実施される公演等の情報は、本事業のホームページ等で公表し、市民の鑑賞機会に繋がります。

3 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、次のとおり予定しております。

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 開放施設認定申請受付 | 令和4年1月11日～令和4年1月31日※17時まで |
| (2) 開放施設認定連絡 | 令和4年1月11日～令和4年2月8日 |
| (3) 開放施設公表 | 令和4年2月8日 |
| (4) 開放施設利用申請受付 | 令和4年2月8日～令和4年2月28日※17時まで |
| (5) 開放施設利用決定連絡 | 令和4年3月8日頃 |
| (6) 開放施設利用計画報告 | |
| ・施設利用日報告 | 令和4年3月31日まで |
| ・施設利用計画等 | 公演等の10日前まで |
| (7) 公演等の実施 | 令和4年3月19日～令和4年9月30日 |
| (8) 実績報告書提出 | 公演等の終了翌日から起算して10日以内 |
| (9) 会場借上料確定通知 | (8)の実績報告書提出確認後、概ね2週間以内 |
| (10) 会場借上料支払い | (9)の通知後、請求書が提出されてから概ね2週間以内 |

【注意事項】

- ※ 本スケジュールは、新型コロナウイルス感染症の発生状況等により変更となる場合があります。
- ※ 施設及び施設利用者の申請受付については、申込や予算の状況等に応じて随時受付を行う場合があります。

4 公募対象施設

本事業の開放施設として公募する施設は、広く市民に有償の公演等を行う会場として認知されている市内の公立及び民間立の施設であって、次の(1)から(8)までの全てに該当する施設になります。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設については、公募の対象としません。

- (1) 開放施設の公募開始時において、施設の利用料金等がホームページ等で明示されている施設
- (2) 令和4年3月19日から令和4年9月30日までの間で、異なる2回の公演等にて利用可能かつ公演系施設については終日利用可能な開放日、展示系施設については7日間以内で連続して終日利用可能な期間を、複数設定できる施設
- (3) 施設の運営に必要な許可等を受けた施設
- (4) 感染症の拡大防止に関する国や福岡県及び福岡市の方針・要請等を遵守する施設
- (5) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が施設の経営に実質的に関与していない施設
- (6) 展示系施設については、展示スペースが独立した施設
- (7) 会場借上料の支払限度額の範囲内で、借上対象経費に係る設備又はサービス等を提供する施設
- (8) その他実行委員会が事業の趣旨に照らして開放施設認定が適当でないと判断するものではない施設

【注意事項】

- ※ 施設が異なれば、施設運営者が同じでも施設ごとに認定申請が可能です。
- ※ 施設の利用料金等がホームページで明示されていない場合は、施設で使用している既存の利用料金表の写しを提出してください。
- ※ 公演系施設又は展示系施設のいずれかの区分の選択が必要です。
- ※ アーティストに開放される日は、公演系施設については1日のみ、展示系施設については連続する7日間以内の期間になります。
- ※ 福岡県の要請は以下のホームページを参照してください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-cooperation-event.html>
- ※ 安全安心なイベント等の実施のため、運営スタッフや出演者は、事前のワクチン接種やPCR検査等を行うとともに、来場者に対しても協力を呼びかけ、安全安心な公演等を実施してください。
- ※ 換気については、法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上等）を実施して下さい。また、その他の対策についても各施設にてご検討ください。（二酸化炭素濃度測定器の設置など）
- ※ 必要に応じ、施設運営者の市税等の課税及び納付状況について照会する場合があります。

5 会場借上料の対象経費

会場借上料の対象となる経費（以下「借上対象経費」という。）は、施設利用者の公演等に係る経費のうち、次のものになります。

- (1) 公演等を実施する日の施設使用料（同一施設で実施される公演に連続するリハーサル、設営、後片付け等に係る使用料）
- (2) 施設の付帯設備、機器及び備品使用料
- (3) 施設がサービスとして提供するスタッフ等の人件費（施設使用料に含まれる場合は除く。）
- (4) 公演等の実施に必要な新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費
- (5) 舞台監督等の利用調整に係る人件費
- (6) ピアノ調律等の役務費

【注意事項】

- ※ 本事業では、借上対象経費は施設運営者から実行委員会に請求していただきます。
- ※ 借上対象経費以外の経費については、施設利用者の負担になります。
- ※ 舞台設営等の委託料は含みません。
- ※ (1)、(2)及び(3)に規定する経費については、利用料金等が開放施設の公募開始時においてホームページ等で明示されているものが対象になります。
- ※ (4)、(5)及び(6)に規定する経費について、各経費の合計金額が(1)、(2)及び(3)に規定する経費の合計金額を超える場合は、当該超える部分は借上対象経費から除外します。
- ※ 国、地方公共団体から同公演等に係る会場借上料について補助等を受けた場合は、借上対象経費から除外します。

6 会場借上料の支払限度額

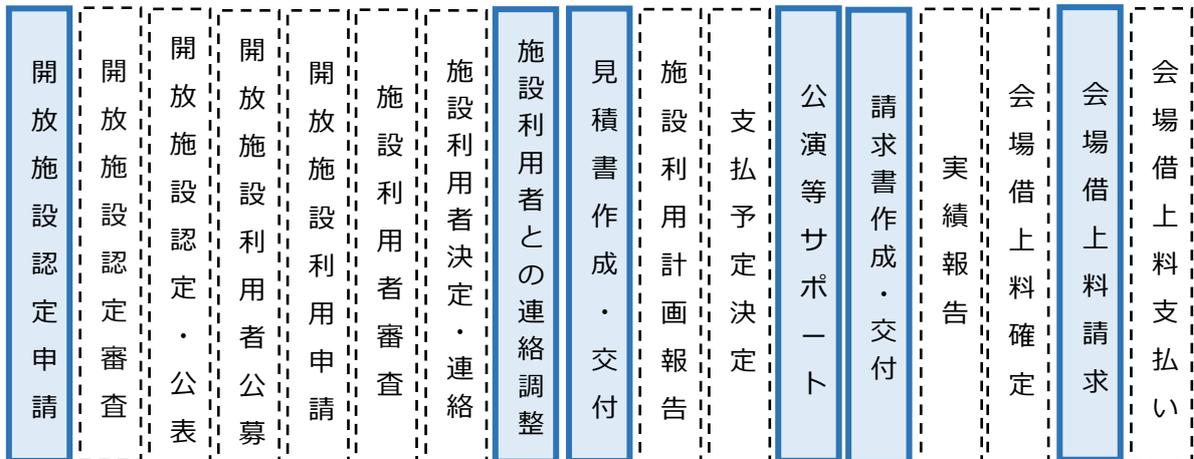
1公演あたり1施設50万円（税込額）を上限とします。

（※複数のアーティストからの施設利用希望がある場合、1施設あたり2回まで施設利用決定することとなります。この場合の上限額についても1回の施設利用につき50万円となります。）

【注意事項】

- ※ 借上対象経費について、50万円（税込額）を超える請求はできません。
また、実際の借上対象経費の合計額と実行委員会による支払額との差額を施設利用者に請求することもできません。
- ※ 借上対象経費に係る設備又はサービス等を50万円（税込額）以内で提供してください。

7 本事業の流れ



※ が施設運営者が行う項目です。

8 開放施設認定申請

開放施設認定を希望する施設運営者は、以下の書類を準備の上、認定申請を行ってください。
なお、認定申請は施設ごとに1申請のみとなります。

(※令和3年12月以前に本事業について認定を受けた施設についても再度申請が必要です。)

(1) 認定申請受付期間

令和4年1月31日(月)17時まで

(2) 申請様式の入手方法

以下の本事業ホームページからダウンロードしてください。

■ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/bunka-entame-shisetsukaihou2.html>

(3) 提出書類

次の書類を全て揃えた上で提出してください。

- ① 開放施設認定申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第1号 別紙)
- ③ 本人確認書類(申請者(施設運営者)の運転免許証、パスポートなどの写し)
- ④ 認定対象施設概要書(様式第2号)
- ⑤ 役員等名簿(様式第3号)
- ⑥ (法人の場合)登記事項証明書の写し
- ⑦ (個人事業主の場合)個人事業主であることがわかる書類の写し(確定申告書、個人事業の開業等届出書、個人事業税の納税証明書等)
- ⑧ 申請者が施設運営者であることがわかる書類の写し(賃貸借契約書、建物の登記事項証明書等)
- ⑨ 既存の利用料金表の写し
- ⑩ 既存のキャンセル料規定の写し

(4) 提出方法

電子メール(メールの件名:「(第2期)開放施設認定申請+施設名」としてください。)

(5) 提出先

文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター(株式会社セイムトゥー内)

shisetsukaihou@sametwo.co.jp

【注意事項】

- ※ 申請様式のダウンロードができない方は、「22 問い合わせ先」に連絡してください。
- ※ 申請者の名義は、施設運営者としてください。
- ※ マイナンバーカードを本人確認書類として提出する場合は、必ず個人番号の記載を黒塗りした上で提出してください。
- ※ 事務局へ提出した申請内容の訂正や、書類の差し替え等はできません。
また、申請結果が通知されるまで取下げもできませんので、十分に内容を確認の上申請してください。
- ※ 申請は、日時に余裕を持って行ってください。
締切日時を超えた場合は、いかなる理由であっても受付対応はいたしかねます。
- ※ メールを受信容量の上限は 20MB になります。
20MB を超える場合は、複数に分けてメールを送信ください。
- ※ 申請メールを受信したときは、翌々営業日までにメールを受領した旨を電子メールにて連絡します。メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。
- ※ 郵送による提出の場合（令和 4 年 1 月 31 日必着）
封筒の裏面に差出人の住所、氏名を必ず記載してください。
受領の連絡はいたしません。
必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
提出先：〒810-0074 福岡市中央区大手門 1-6-3 大手門館 401
文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター（株式会社セイムトゥー内）
- ※ 提出にあたっては、必ず参考資料「開放施設認定申請にあたってのチェックリスト」にて不備や不足資料がないか確認してください。
- ※ 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて申請書類のデータや写しを保存してください。
- ※ 事務局より書類の修正や追加資料の提出等が求められた場合は、事務局が定める期限までに対応してください。

9 開放施設認定審査

事務局は、申請書類の提出を受けた後、認定可否を決定するため、審査を行います。

【注意事項】

- ※ 審査内容に関する問合せについては一切お答えできませんので、予めご了承ください。

10 開放施設認定・公表

事務局は、審査を行った後、施設運営者に対し、開放施設として認定したときは開放施設認定通知書（様式第4号）を、認定が認められないときは開放施設認定申請結果通知書（様式第5号）を令和4年2月8日頃までに電子メールにて送付します。

また、認定した施設は本事業のホームページに施設概要等を掲載し、利用希望者を公募します。

【注意事項】

- ※ 審査結果に関する問合せについては一切お答えできませんので、予めご了承ください。
- ※ 認定された場合でも、アーティストの利用を保証するものではありません。
また、アーティストの利用が無かったときは、会場借上料は支払いません。

11 認定辞退

やむを得ず認定を辞退する施設運営者は、速やかに開放施設認定辞退届出書（様式第6号）を事務局に電子メールで提出してください。

12 施設利用者連絡・準備等・利用日の調整

事務局は、施設利用者が決定した後、施設運営者に対し、施設利用者に関する情報を電子メールにて連絡します。

連絡を受けた施設運営者は、施設利用者と連絡調整を行い、公演等の開催に向けて準備をしてください。施設利用者より利用日について令和4年3月31日までに利用日報告書を提出頂く必要がありますので、早期に施設利用者と利用日についての調整を行ってください。また、公演当日は、施設利用者のサポートを行ってください。

【注意事項】

- ※ 施設運営者は、施設利用者を選ぶことができません。
- ※ 複数のアーティストからの施設利用希望がある場合、1施設あたり2回まで施設利用決定をします。2つのアーティストが施設利用者として決定することとなります。
- ※ 2つのアーティストの施設利用が決定した場合はそれぞれ別の日程での施設利用を行って頂くこととなりますので、必ず別の日程にて調整をお願い致します。

13 見積書の作成・施設利用者への交付

施設運営者は、借上対象経費が固まり次第、借上対象経費に関する見積書（明細あり）を作成し、施設利用者へ交付してください。

なお、施設利用者は、公演等の原則10日前までに、借上対象経費に関する見積書を添付した開放施設利用計画書を事務局に提出する必要があるため、施設運営者は、見積書の速やかな作成・交付にご協力ください。

【注意事項】

- ※ 見積書の宛名は「福岡市緊急経済対策実行委員会」としてください。
- ※ 借上対象経費は、本要項「5 会場借上料の対象経費」を参照してください。
- ※ 借上対象経費について、50万円（税込額）を超える見積りはできません。
また、実際の借上対象経費の合計額と実行委員会による支払額との差額を施設利用者に請求することもできません。
- ※ 借上対象経費に係る設備又はサービス等を50万円（税込額）以内で提供してください。
- ※ 借上対象経費以外の経費については、施設利用者に請求してください。

14 会場借上料の支払予定決定

実行委員会は、施設利用者からの施設利用計画報告に基づき会場借上料の支払予定額を決定し、施設運営者及び施設利用者に対し、会場借上料支払予定通知書（様式第17号）を電子メールにて送付します。

【注意事項】

- ※ 支払予定額の決定後、施設利用内容の変更が生じた場合でも、支払額の増額は認めません。
- ※ 実際の施設利用内容によっては、支払額が支払予定額から減額となる場合があります。

15 請求書の作成・施設利用者への交付

施設運営者は、借上対象経費に関する請求書（明細あり）を作成し、公演等の終了後、速やかに施設利用者に交付してください。

なお、施設利用者は、公演等の終了後、翌日から起算して10日以内に、借上対象経費に関する請求書を添付した公演等実績報告書を事務局に提出する必要があるため、施設運営者は、請求書の速やかな作成・交付にご協力ください。

※公演等実績報告書において関連事業者について記載いただきますので、事業者に関する情報共有など施設利用者へご協力いただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- ※ 請求書の宛名は「福岡市緊急経済対策実行委員会」としてください。
- ※ 支払予定決定後、施設利用予定内容の変更が生じた場合でも、請求額の増額は認めません。
- ※ 借上対象経費は、本要項「5 会場借上料の対象経費」を参照してください。
- ※ 借上対象経費について、50万円（税込額）を超える請求はできません。
また、実際の借上対象経費の合計額と実行委員会による支払額との差額を施設利用者に請求することもできません。
- ※ 借上対象経費以外の経費については、施設利用者に請求してください。

16 会場借上料の確定

実行委員会は、施設利用者からの実績報告に基づき会場借上料の額を確定し、施設運営者及び施設利用者に対し、会場借上料確定通知書（様式第 19 号）を電子メールにて送付します。

【注意事項】

- ※ 支払予定額の決定後、施設利用内容の変更が生じた場合でも、支払額の増額は認めません。
- ※ 実際の施設利用内容によっては、支払額が支払予定額から減額となる場合があります。

17 会場借上料の請求

施設運営者は、会場借上料確定通知書（様式第 19 号）を受領した後、次の書類等を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 会場借上料請求書（様式第 20 号）
- ② 通帳の表紙をめくった次のページ又は口座が確認できるもの（金融機関発行）の写し

(2) 請求様式の入手方法

以下の本事業ホームページからダウンロードしてください。

■ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/bunka-entame-shisetsukaihou2.html>

(3) 提出方法

電子メール（メールの件名：「【認定番号】会場借上料請求」としてください。）

(4) 提出先

文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター（株式会社セイムトゥー内）
shisetsukaihou@sametwo.co.jp

【注意事項】

- ※ 振込先口座は、申請者（施設運営者）の名義に限ります。

18 会場借上料の支払い

実行委員会は、会場借上料請求書（様式第 20 号）の提出を受けた後、速やかに会場借上料を指定の口座に支払います。

19 認定取消及び会場借上料の返還

実行委員会は、施設運営者又は開放施設が次のいずれかに該当することを把握したときは、認定を取り消すとともに、既に会場借上料が施設運営者に支払われているときは、施設運営者に対し、会場借上料の全部又は一部の返還を請求します。

- (1) 本事業の実施要綱又は法令若しくは法令に基づく命令等に違反したとき。
- (2) 開放施設が会場借上料の支払い前に閉鎖したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により会場借上料の支払いを受けたとき。

- (4) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (5) 認定が不相当と実行委員会が認めるとき。

【注意事項】

- ※ 認定取消及び会場借上料の返還に関する規定については、実行委員会が会場借上料を施設運営者に支払った後においても適用します。
- ※ 認定を取り消した施設運営者等の名称及びその内容を公表することがあります。
- ※ 施設運営者から実行委員会へ送金を行う際の振込手数料は、施設運営者が負担してください。
- ※ 返還金が発生した場合、加算金や延滞金を徴収することがあります。

20 キャンセル料の取扱い

施設利用者決定後、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりやむを得ず公演等の実施が取りやめられ、施設のキャンセル料が発生したときは、会場借上料の支払限度額の範囲内で、施設が予め定めるキャンセル料を実行委員会が支払います。

また、施設利用者決定後、施設利用者の自己都合による利用辞退や利用決定の取消しにより施設のキャンセル料が発生したときは、会場借上料の支払限度額の範囲内で、施設が予め定めるキャンセル料を一旦実行委員会が支払いますが、施設利用者に対し、当該キャンセル料に相当する金額を実行委員会が請求します。

21 留意事項

- (1) 事務局からの連絡は、原則として電子メールにて行います。
- (2) 必要に応じ、本要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や現地調査を行う場合があります。
- (3) 本事業に係る所得税や法人税等については、適正に申告してください。
- (4) 施設運営者若しくは施設が暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する場合、認定及び会場借上料の支払いは行いません。
- (5) 本事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は5年間保存してください。

22 お問い合わせ

〒810-0074 福岡市中央区大手門 1-6-3 大手門館 401

文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター（株式会社セイムトゥー内）

メール：shisetsukaihou@sametwo.co.jp

電話：090-6914-8479・080-8540-4033（受付時間：平日 10 時～17 時）

【注意事項】

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁でのお問い合わせは受け付けません。メール又は電話でお問い合わせください。
- ※ 電話番号はお間違えないようお願いいたします。